

# 民間資金等活用事業推進委員会

## 第3回合同部会

### 議事録

内閣総理大臣官房内政審議室  
民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第3回合同部会議事次第

日 時： 平成 12 年 4 月 7 日（金） 16:00～17:50

場 所： 永田町合同庁舎 3 階共用第 A 会議室

### 1. ガイドラインについて

#### 出席者

##### 【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員  
有岡専門委員、鶴崎専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、美原専門委員、  
山下専門委員

##### 【事務局】

白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会の第3回合同部会を開催いたします。今日の予定は5時までということでございます。よろしく御協力をお願いしたいと思います。

ほんの1週間前ですが、31日の推進委員会で決定されましたとおり、PFI事業の実務上の参考指針としてのガイドラインについての検討を事業推進部会と評価基準部会の合同で進めていくことになりました。途中で個々の部会だけで検討した方がいいという問題が出れば、それは個々に部会にまいます。そういうことが出てこない限り合同で進めていこうということになっております。部会の皆様方にはよろしく願いをいたします。

なお、議事の都合上、進行は私が進めさせていただきます。

議事に入ります前に、専門委員の交代について御紹介いたします。事務方より願います。

阿部参事官 藤井シュン専門委員が日本興業銀行から整理回収機構に異動されました。そのため専門委員を辞任されました。これに伴いまして、新たに日本興行銀行産業調査部長に就任されました伊藤薫様が専門委員として任命をされております。また、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定に基づきまして、伊藤専門委員につきましては、樋口委員長から評価基準部会に属するように指名されております。なお、新しい部会名簿につきましては、お手元にお配りしております。

以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。あいにく今日は伊藤専門委員は御欠席ですが、よろしく願いをいたします。

それでは、早速今日の議事に入りたいと思います。今日は先ほど申し上げましたように、31日のフリーディスカッション、かなり議論はまとまったんですが、それを踏まえまして、検討するガイドラインの対象分野や検討に当たっての留意点、またヒアリングをするというふうに話がついておりますが、ヒアリング等を含めた今後の検討の進め方について再度決めまして、次回から具体的な検討作業に着手できますように、これらについてできる限り明確にしておきたいと思っております。

まず、前回の31日の推進委員会におきますフリーディスカッションで出されました意見について、事務方に整理してもらいましたものを御説明していただきたいと思っております。

阿部参事官 (資料1「ガイドラインについてのフリーディスカッション 意見の概要」の内容を説明)

西野部会長 どうもありがとうございました。今の資料でございますが、この資料の取り扱いが審議の途中にあるものということで、ガイドラインについての検討状況に照らして、適切な時点において公表することとして、当面は非公開にしたいと思います。そういうことで御了承いただきたいと思っております。

それでは、本日の議論に入りたいと思います。

この前の議論を踏まえまして、まずは検討するガイドラインの対象をどうするか、その次にガイドラインの検討の基本的な進め方をどういうふうに進めるかということと、具体的な方法の3つに分けて議論を行いたいと思います。

まず最初に、検討するガイドラインの対象についてですが、前回のフリーディスカッションの中で出された意見によりますと、当面バリュー・フォー・マネー（VFM）とリスクの分担を中心として検討を進めていくのがよいのではないかというのが意見の大勢であったと理解しております。また、PFI事業の手順・プロセスや、その中での特定事業の選定、それから民間事業者の選定に関わる公表の問題についても留意すべきということが出ておりましたが、今申しあげました検討作業の中で、これらの問題についても留意して、何らかの成果が得られればと考えております。このほか建設等ハード面のみでなく、運営等のサービス面についても念頭に置くようにとの御意見がありました。これについては、そのような点も念頭に置いて検討作業を進めていくことが必要であろうと考えております。

そういうことで検討するガイドラインの対象ですが、ここから議論を始めたいと思います。どうぞ御自由に御発言をいただければと思います。

A委員 今、西野先生の御説明の中で1つ確認をしたいんですが、前回のフリートークでほとんど今日の議論は尽きているんじゃないと思うんですが、ガイドラインで検討すべき項目は基本方針の漢数字の「一」から「三」である。私どもの理解ですけれども、1つはバリュー・フォー・マネー、それからリスクの分担の問題、それからもう1つは選定の手続に関わる問題があると思うんです。今の先生のお話の中で手続に関するということというのが特になかったんですが、それは入っていると考えてよろしいんですね。

西野部会長 手続の問題も当然入ってくると思いますが、ある意味では常識かなと思ったり、そうでないのかなと思ったり、いろいろ手続が違うんでしょうか。これ、ヒアリングの過程でいろいろ聞いていきますと、やはりそこをきちんと詰めないといけないのかな、あるいは、わかっている問題というふうに考えるのが、明らかになるのかな、という気持ちがありまして、気持ちの上ではできれば今日検討いたしまして、ヒアリングに入りたいと思います。ヒアリングをしているとその辺がはっきりしてきますし、当然それに触れなければいけないならば触れるというふうに皆さんがそうお感じになるでしょうし、そうお感じになれば、それに触れるということかと思えます。

A委員 今に関連して1つだけ。手続に関することは役所の方では随分きちんと検討されると思うんですけれども、その段階での公表の問題だと思うんです。どのぐらいの期間をおかなければいけないとか、そういったところはガイドラインの中での1つのポイントになるかなと、その辺をちょっと思ったんですけれども。

西野部会長 そうかもしれませんね。あまりガチガチにしまして、書いたものはそのとおりにやらないといけないというようなことではなくて、何か出れば、それをという

ことで了解いたしました。

白須室長 前回、委員会の後、委員長の御指示もございまして、両部会長で若干整理の打ち合わせをなされたわけでございます。そのときの御発言等は、私の理解といたしましては、いわばバリュー・フォー・マネーが大きな話として入口である。リスク分担というのはある意味で出口である。その前と後ろの大きなテーマをやっていくと、そういうのを検討していく中で当然そのプロセスをどうする、発表をどうするという話が出てくるだろうから、この2つをやっていくと、自ずからこれが出てくるんじゃないかというような御理解で行うというお話ではないかというふうに考えているところでございます。

A委員 わかりました。

西野部会長 特になければそういうことで、まず検討するガイドラインの対象ということで御意見を述べていただければと思います。

B専門委員 対象ということですが、全く先生の言うとおりでよろしいと思うんですけども、もう少しブレークダウンした方がより今後の議論が活性化するんじゃないかかと思えます。非常にややこしいと判断されるのは政策と理論と実務が一緒になっている課題という事にあります。しかも、実務的にメイクセンスしないと世の中からピントが外れていると言われかねない。ですけれども、バリュー・フォー・マネーの考えというのは基本的には評価の考え方ということでしょう。この意味では、基本方針の中に「財政縮減効果」という言葉がございましたが、なるほどバリュー・フォー・マネーというのは財政縮減効果ということなのかなというふうに私は個人的に考えています。それとともに、バリュー・フォー・マネーという考えは、英国では比較上の概念でして、実は前回の委員会でA先生がおっしゃったことでもありますが、要はパブリック・セクター・コンパレーター（PSC）と、バリュー・フォー・マネーの関係、これは様々なケースでいろいろと違ってきます。当然これを考えなきゃいけないんでしょうが、例えば民間の立場から見た場合、バリュー・フォー・マネーというのはすぐれて財務分析に近い。いわゆる民がやった場合のコストと官がやった場合のコストをどう比較するかという問題と、それと案件を行使する際に、本来社会的便益というものをどういうふうに考えるか。実はこの差異をどう把握しバランスをどうとるかというのは、現在世の中でも非常に大きな混乱になっているわけです。いわゆる評価にかかる実務的ポイントというのは、それに引き続く問題という形で、行政側の評価モデルをどう考えるかという問題、ここに評価の前提条件があり、また対象とすべきコンパレーターと呼ばれる評価標準をどうするのか、そのときに割引率をどうするのか、あるいはどういう適切な調整をするのか等様々なサブカテゴリーが出てくるわけです。そういう形でバリュー・フォー・マネーというのは、その検討要素を大きなカテゴリーに分けて、もう少しブレークダウンして意見を募るような形にした方が議論がより効果的になるんじゃないかと思えます。

それともう1つ、評価の観点から出てくる問題としては総合評価方式の在り方、これがどうあるべきかというのは基本方針に大きな考え方はあります。地方自治体においては総

合評価方式を積極的に採用することを書いてございますが、建設省のお考えもまだ明確ではない要素があり、PFIは単純工事契約ではなくライフ・サイクル・コストがその対象になるわけでありその背景が大きく異なることより、おそらく判断に困るんじゃないかと思います。何らかの指針的な考え、明確な形で自治体を規制するのは好ましくないと思いますが、物事の考え方、総合評価の要素、留意点、こういったものがまず検討されるべきじゃないかと思います。

それと、これに付随しまして、いわゆる性能入札の在り方、これも手続の問題です。ですけれども、評価よりは劣後するでしょうね。おそらくまず評価の在り方、行政側にとってのいわゆる評価モデルの在り方の検討、残念ながら、性能入札というのはその後で、プライオリティは低いんじゃないかと思います。性能入札というのは、いわゆる施設水準から使用価値への入札判断基準の変更ですね。どういう形でかかる公募をやるべきなのか、おそらくこれは日本でもまだ議論されていない要素でもあり、何らかの形であるべき実務的な規範を提示することも誤解を避けるポイントになるんじゃないかと思います。そういうふうに私は考えました。

以上です。

C 専門委員 今、Bさんから非常に各論的なお話があったんですが、原則的には先ほどA先生からプロセス、あるいは手続の話が出ましたが、今回ガイドラインで検討する基本方針の「一」、「二」、「三」にしても、それだけを見ると、例えば企画段階、あるいは建設段階、あるいは運営段階というものが同じところに無作為に入っているような気がするわけです。ですから、どちらかといいますと、企画段階からずっとやって、運営をしてトランスファーをするまでの大きなプロセスの中で、それぞれの基本方針に述べられているアイテムがどのように当てはまっていくんだということを一度議論して、その中でバリュー・フォー・マネーもあるでしょうし、リスクの問題もあるでしょうし、評価の問題もあるでしょうし、それがいろんな形でその時々に出てくるということだと思っんです。ですから、バリュー・フォー・マネーも唯一1つの値ではなくて、例えば実施方針をやる、あるいはこれをPFIで行くか行かないかということを決めるときのバリュー・フォー・マネーというのは、非常にラフというところとちょっとあれもあるかもしれませんが、ある程度の誤差がある。それがだんだん詰まっていく間に動いてきて、皆でいろいろ議論していると、こういうことも抜けていたな、ああいうことも抜けていたなということが詰まっていて、最終的に非常に誤差の少ない、いわゆるバリュー・フォー・マネーが出てくるというふうに思っんです。

ですから、そういう意味でも、ひとつプロセスの中で我々がやらなければいけないことを一度整理をしてみるといくつかのカテゴリーが出てくる。その中で特にどの部分をとってみてもバリュー・フォー・マネーとリスクというのは非常に基本的で、まず最初に決めておかないとPFIでは済まないんじゃないかというようなものをとらえていこうという形でのバリュー・フォー・マネーとリスクというものが出てくるというところを一回詰め

ておかないと。この間はフリートキングですから、少し言い忘れていたりしていることがあっての中での結論で、今日こうしようということはちょっと時期尚早じゃないかというふうに私は思います。

西野部会長 ほかにどなたか。山内先生、今ブレークダウンという話が出たんですけれども、先生から御意見ございませんでしょうか。

山内部会長 今のCさん、あるいはBさんの御意見に関して、イギリスの評価プロセスは、今Cさんおっしゃったようにプロセスの流れの中で、例えばどういうふうにそこでバリュー・フォー・マネーを計っていくかとか、あるいは選定のプロセスをどうするかという、そういう位置づけがなされていると思うんです。私は基本的には、その位置づけの中でバリュー・フォー・マネーの問題、事業者選定の問題、リスク分担の問題、すべてやっていくのは正論だと思うんですが、イギリスのように若干時間がないのかなという気がしているんです。後でこれも御議論していただかないといけないのですが、ガイドラインがどのぐらいまでの期間でつくらなきゃならないかという割合時間がなくて、例えば夏とか、遅くとも秋とか、そういうことを考えると、イギリス流にすべての細かいところまでパーツ、パーツを集めてきて、それでバリュー・フォー・マネーの計り方、例えば最初はラフで、向こうの場合は一応フォーマットはありますけれども、我々の場合はいろんなところでバリュー・フォー・マネーを計らなければいけない。その場合に、例えば最初ラフで、それからだんだん細くなっていくとか、そういうプロセスをすべてフォローしていくのはちょっと時間的にどうかなという感じを持っています。

それで、先ほどBさんおっしゃったように、そうであれば、もう少し個別にモジュールを分けて、基本的にバリュー・フォー・マネーはこう考えると、そのこのところをガイドラインの中でまとめていくことが我々の作業プロセスとしては有効ではないかという気がします。原則としては全くおっしゃるとおりです。

西野部会長 他の方、いかがでございますでしょうか。

D委員 すみません。私、前回出られなかったものですから。ガイドラインの対象について何と何を取りあえずやるかということをもっとここで議論するということでございますね。バリュー・フォー・マネーを1つ、リスクを1つというのはほとんど異論がない。

西野部会長 多少プロセスという話が出ていましたが。

D委員 今の時間的な問題でございますが、優先順位の問題と絡むと思いますが、とにかく絶対やらなければいけないのは先に手をつけなければいけませんね。例えば今の透明性の確保のようなものは私も非常に大事だと思うのですが、何もかも一遍にやることは難しいので、ガイドラインというのはすべてをまとめて一括して出すということでもよろしいわけですね。できたところからということであれば、とにかくこの2つ、バリュー・フォー・マネーとリスクは先にという話にして、そこら辺が少し目途がついてから、透明性確保についてまた出していくというふうな形で、やっていってもよろしいのではないかと思います。いずれにしてもほとんど異論のないところからまず始めるということだ

と思います。

西野部会長 ありがとうございます。

今の話、私の委員の1人としての意見ですが、法律の5条に、公共施設等の管理者等は、特定事業の選定及び第7条第1項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり特定事業の実施に関する方針を定めるものとする。実施方針を出して事業に入るわけです。そのときに多分、実施方針を出して始めていくときに問題になるのがバリュー・フォー・マネーのところで、出しておかないと選定をするというときに困るのではないかと、リスクの分担をある程度ガイドラインを出しておかないと、実施方針を実施者がつくるときに困るのではないかとというのが、ガイドラインの中でVFMとリスク分担の基本的な考え方みたいなもの。いろんなバリエーションもあっていいと思うんですが、それを出しておけば、実施方針を出して事業を進めていく最中でそれなりに対応できるのではないかと、そういう気持ちからこれが一番重要であるという部分が出てきたと。それからあまりガチガチに決めておかないで、今C委員が言われたように、実施方針にのっとり順番に進めていくわけですが、その中で管理者等がものを進めていけるためのものを順番に出そうと思っているんです。そういう理解でよろしゅうございますか。たしか前回はそういうことがあって、おそらくこの辺の考え方を何か出しておかないと、手順その他は少し見ればわかってくるか、あるいはそこも何かあるかもしれませんが、このところが一番難しいんだらうということだったような気がするんです。

それで、B委員にもう一度お願いしたいんですが、今言われたんですけども、ブレークダウンするというのは具体的に何か案がございますか。それがありますと、それも頭に置いて進めていきたいと思います。

B専門委員 例えば評価のエレメントですと、バリュー・フォー・マネーの定義から始まって物事の考え方、留意点、それと英国における定義、経験、これをレビューした上で、それとの相違点、日本における考え方、留意事項等になると思われます。それと先行事例からの物事の考え方と考慮すべき要点等をとることができます。既に一部自治体では公表しているところもあります。この考え方、もちろん否定するわけではなくて、ありがたいことですが、さらによくするための留意点みたいなものをつけ加えることができるんじゃないかと思います。

それと、いわゆるバリュー・フォー・マネーというのは、英国ではDBFOにおけるPSCとの比較ということで使われているわけですが、絶対概念ではないわけです。なおかつ、バリュー・フォー・マネーというものは、PSCをどんどんリファインしていきますとどこかでゼロになってしまう。どこかで区切らなきゃいけないということもございまして、そういう物事の考え方、この辺の留意点を明記することが必要じゃないでしょうか。ですから、バリュー・フォー・マネーというのは基本的には比較の中の概念ですので、比較の対象、基準、それと、いわゆる対象になった場合にはその前提条件をどうするのか、そのときもあまり細かく考えることなく、大きな物事の考え方として考慮していくんでし

よう。例えば、現在価値化するときの割引率の考えをどう合理的に判断し説明するのが等もあります。英国でも様々な御議論がありますが、例えば英国ではグリーンブックに現在価値評価、時間選好の考え方が詳細に記載されていてその使用に関し数十年間の実績がある。日本の自治体に果たしてその実績とデータがあるかとなると大変ですね。ですけれども、それを皆さんにわかりやすいように御説明していかなければいけない。私は民間の立場でございますので、民間から見ますとバリュウ・フォー・マネーは見えないんです。あくまでも財務分析の世界でもって公共にデータをお出しする。それをどう評価するかというのは民間から見えない世界なんです。ですけれども、一部英国では工夫されていますので、やはり公表しても差し支えない範囲で、公共施設の管理者にとって参考になるようにどうやってまとめるのかということで御議論いただければわかりやすいんじゃないかと思えます。

その際、前提条件の在り方に関して、リスク調整の問題とかそういう問題も出てくるわけです。そこも断定的ではなく、物事をどういうふうに判断し留意すべきか。その論点をまとめればいいんじゃないかと思えます。そうすることによって、おぼろげながらバリュウ・フォー・マネーの大きな考え方がわかりますし、またマーケットでも、それを咀嚼する形で日本的なバリュウ・フォー・マネーという考えが出てくるんじゃないでしょうか。ですけれども大きな考え方は、ここにいる先生方の御議論の中で出てくるんじゃないでしょうか、というふうに考えております。

E 専門委員 今のBさんのを少し補足する形で申し上げたいんですが、あまりガチガチ議論すると、これはおそらく二、三年かかっちゃうので、さっき山内先生がおっしゃったように、でき合いのものでいいから。もう1つは、推進委員会でどういう議論をしているんだという形をなるべく一般に知らしめることが必要だと思います。そういう前提で申し上げますと、今の西野先生がおっしゃったバリュウ・フォー・マネーについて、イギリスでもかなり経験を積んでいますし、一応の数式はあるわけです。それを日本に引き直してどうやるかという、そこの日本版バリュウ・フォー・マネーというのを考えなきゃいけないので、そうするといくつかございますが、ブレークダウンしたときに、とりあえず4つほど、これはどうしても何らかの形で議論しなければいけないと思うんです。

第1点がバリュウ・フォー・マネーをやるときに相互を比較するわけですが、先ほどバリュウ・フォー・マネーとリスクの分担とおっしゃいましたが、リスクの分担についてはこれは2つに分けられまして、現実の実務のときの中での最後のリスクの、例えば事故が起こったときのリスクの分担という形が1つあるんでしょうけれども、バリュウ・フォー・マネーの検討のときには、リスクというのはどういうリスクがあって、それをどういう形で分担するかという形がVFMの中に算出してでてきているわけです。イギリスでも、そのリスクについては一定の数値を掛けているわけですが、リスクをどういう形でそれぞれのコストに換算していくのかというのが第1点だと思います。

実はこれだけでも大変な問題なんです、第2点ですが、先ほどBさんがちょっとおっ

しゃったところとも関係しますが、単に量的なものだけ、同じものをやるわけではございませんで、PFIの場合に質的な向上がある。性能向上をどういう形で数値化していくのかというのが第2点でございます。

それから第3点ですが、PSCをどういう形で日本の場合にとらえるのか。これはおそらくPSCを前提としますと、あるところではVFMがどうしても山に突き当たってしまう場合があるかもしれません。したがって、これは少しずるい考え方もかもしれませんが、PSCがない場合、計算できない場合のVFMというのも本当いというと考えておかないと。PSCを前提としますと、これは相当難しいことになる。どっちにしろ、そこは少し弱気かもしれませんが、PSCのとらえ方というのが第3点だと思います。

第4点でございますが、先ほどBさんが財政の縮減という形、最終的な出口はそこかもしれないけれども、基本的にこれはどうも自治体も少し混乱していると思いますが、今の公共事業というのは相当な財政的な支援を受けているわけです。民間がやったときの今の財政支援の評価の仕方、おそらく経済学的には、これはA先生あたりの御意見を伺った方がいいと思うんですが、経済学的には、補助前といいますか、そこをイコールフットィングにした形でどっちがいいんだと。例えば法人税も場合によれば民間でやった場合に、そこを控除する形でVFMを考える必要があるかもしれません。要するに比較するときのイコールフットィングの問題、法人税をどうするのか、今の補助金をどうするのか、これを経済学的な形で一つの解釈を出すのと、自治体サイドの実際の現場では、やはり法人税とか、補助金というのは所与のものといいますか、ただのコストという形でございますから、ここをどうするか。

この4点はどうしても何らかの形では少し議論しておかないとおそらく出ないんじゃないか。ただし、これを真向から議論しますと4点とも相当時間がかかりますので、粗ごなしで拙速かもしれませんが、早めに出していく。ちょっと難しいことと早めと矛盾するようなことを申し上げましたが、少なくとも何かの形でやらなきゃいけないんじゃないかと思えます。

以上でございます。

西野部会長 ありがとうございます。

私、大体は理解しているし、記憶にとどめているつもりでいるんですが、もとの法律の内容とか、基本方針の内容で引っかかるようなところがありましたら事務的に御注意をいただきたいと思えます。このところは既にこういうふうになっているので、法律上こうできないとか、その点は事務当局によるしくお願いしておきたいと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。

F 専門委員 今回のE先生の説明は非常によくわかりましたし、それから今までの個別の部分についての考え方というのは基本的に異論はございません。ただ、あまり難しくすると、これは今既にいろんな動いている案件、あるいは自治体の方のお話を伺いまして、例えばVFMそのものというのは、どうしていいのかわからないというのが一番根源にあ

と思いますし、これをあまり難しいレベルにすると、もうその時点で先へ進まなくなる可能性が随分あるなと思いますので、やはり今拙速というお話がございましたけれども、基本的にはガイドラインレベルで触れることというのは基本線と考え方というところが大事なかなというふうに思います。

それともう1つ、先ほどCさんの考えと、それからA先生が最初におっしゃったプロセスのところとも絡んでくるんですが、やはりガイドラインが早く見たいというか、基本方針をもう少し具体的なかっこうで理解したいというニーズが非常にたくさんあると思うんです。時間的制約があるのはそのとおりなので、むしろ先ほどCさんの話のように、今ガイドラインでやっていこう、例えばバリュー・フォー・マネーであり、リスクであり、それをプロセスに落とした形のもので、プロセスの中で非常に重要な期間の問題とか、ここが透明性、公開性については非常に大事なところだよというようなことをラフに一つの全体像として先に示してしまう。その中のパーツとしてVFMが出てくる、あれが出てくるというのもやり方としてあるのかと。そうすると、プロセスの部分というのがよく読めれば大体わかるといえばわかるんですが、ガイドラインで触れるべきかどうかという御議論も前回ございましたけれども、実際には何らかのかっこうで示しませんと御理解いただきかねるところもあるので、それをコンバインしたもので、最初にガイドラインの目次的なことの中で言えることを言ってしまうて埋めていくというやり方もあるのかなというふうに考えます。

西野部会長 ありがとうございます。

そういうことで手順が出てくるかなという気はいたしますが、当面VFMの考え方とリスクのことを中心に対象としてガイドラインを出して考えていくというようことでよろしゅうございますか。

G委員 今のプロセスの話は、あらかたこうだというのは出ていますよね。それを皆さんにわかりやすくまとめておくというのは、そんなに大した作業でもないですし、それはやはり必要なという気がするんです。

C専門委員 マップみたいになっていて、そのマップの中のこことここが非常に重要だというのがわかっていて、それでこの部分はとりあえず急ぎましょうというものが。

西野部会長 全体像というものはあるかと思うんです。

白須室長 B委員から総合評価とか性能入札の話があったわけですが、これは基本方針の上で見ますと、事業者選定のところに書いてあるわけなのでございますが、特に総合評価とかその辺の話は、先ほどC委員からもお話がありましたように、実施方針の策定、あるいは事業の選定、PFIでやるということを決めたとき、あるいは逆に公共でやることと決めたときの基本的な考え方、さらに、それでは現実に事業者を選ぶというときの考え方、これらはやはり通った考え方というものがどうしても求められることになるわけですので、といて実施方針や事業選定のときのものは当然ややアバウトなものに決まっていると。先ほどの性能発注との関係から言いましても、どういう提案をして

くるかわからないということもあるわけでございます。

ですから、バリュー・フォー・マネーということでの御提示ということについて言いますと、おそらく今のお話ですと、どうしても急ぐ、まず実施方針をやるところが大事ですから、その段階での話、事業選定の段階の話ととっかかりの話がどうしても急ぐから大事であるけれども、ただ、ある意味で申しますと、まさにバリュー・フォー・マネーの話というのは、どんどん細かくしていくと先へつながっていく、事業者選定の方へつながっていく話でもございますから、そのつながり得るといことは念頭に置いた上で、VFMとリスクの分担、そこを中心にやっていくということではどうかというような部会長からの御提示というふうに私どもとしては理解させていただいております。

西野部会長 よろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、ガイドラインの検討の進め方をどうやっていこうか、対象はそういうことで最も大事な問題なんです、次にどうやって進めていくかということも議題にしたいと思えます。この間の31日のフリーディスカッションの中で出されました意見では、進め方の基本はパーツ・バイ・パーツで、まとまった部分から策定していくというやり方があり得るし、また自治体等の事業実施主体のイニシアティブが発揮されるような余裕や、いくつかの幅広い中での選択を可能とするような形のもが望ましいという考え方がベースの方がいいであろうということです。今後経験を積み重ねます状況に応じて改定をしていくということを考えて、先ほど山内部会長からありましたように、早急に結論を出して、今一番難しいところの考え方の何らかのガイドラインを出して、自治体その他が実際の事業が進められるというのがいいかと思えます。大体そういう話であったという気がしているんですが、この点についてはいかがでございましょうか。

先ほどから何回もE専門委員もおっしゃっていましたが、1年、2年、3年かかっても議論がなかなかまとまらないというようなことではどうにもなりませんので、一刻も早くという気がしております。我が国でも初めてということであれば、それぞれに全く違う考え方で進められるよりは、大まかではあっても、1つをカバーするようなものがガイドラインとして出されれば、それなりにあまり妙なことが起こらないし、それぞれの選定事業の中でそれぞれが工夫をしながら進めていくという意味では早急というのが結論であったし、今日もそうかなというふうに聞いておりますけれども、最後確認をさせていただけるとありがたいと思えます。いかがでございましょうか。

H専門委員 今の部会長の御発言に賛成いたします。1つは民間事業者はいくつかプロジェクトを自治体に持ち込んでも、やはりスタートは、これは自治体、行政の方が一歩を踏み出してもらわないとプロジェクトが進んでいかない。そういった意味でバリュー・フォー・マネーの考え方とか、そういったものは行政の方が勉強をされると課題に出てくるということで、バリュー・フォー・マネーとそのリスク、あるいはその手続の話というのを最初に出してあげるべきだと思います。

もう1つは、夏頃、秋口という中で、それ以前にいくつか多分出てこようかと思えます

けれども、やはり私ども民間を含めて適切にPFIが普及していく中で、どれが適切、適切でないというのは10年後、20年後の議論になるかもしれませんが、その枠はきちんと押さえてあげるといような中で、時間の話までしてあげればよいと思います。

西野部会長 ありがとうございます。

先ほど性能発注とかいような話も出ておりましたが、PFI特有でない問題、性能発注とかというのは、例えば私が知っている範囲では、建設省なんかはかなり勉強しております、将来そういう発注方法にしたいと数年前から勉強しているし、その成果も出ているようなので、ちょっと違う問題ということでもいいのかなという、そんなことを考えています。

ガイドラインを今後検討していくわけですが、対象が主として2つに決まり、それに派生しているいろいろなものが出てくる可能性がもちろんございますが、できれば、できたものからまとめて出していこうというようなことで大体の皆さんのお考えが一致しているということにいたしますと、あとは今日申し上げました3番目の検討の具体的な方法ということになります。本部会としてどうやって検討していくか。この件については、私と山内部会長とあらかじめ御相談したところですが、山内部会長からちょっと御説明していただけますか。

山内部会長 それでは、具体的な進め方なんですけれども、31日の段階でも、かなり意見の合意をみていると考えておりまして、そのことについて西野部会長と御相談申し上げて、ここに改めて御提案するというところでございます。

1つは、PFI事業というのはまだないのですが、類似事業等がもう既にあるわけで、そういう具体的な経験、それを重要視していこう、こういう考え方があります。そうしますと、そういう経験をここでヒアリングをして、我々なりの共通の知識の基盤と理解を持つということがまず第1点で、まずヒアリングから始めましょうということですが、ただ、その場合にガイドラインをつくっていくわけですから、内容とか、留意点について我々の中で意識統一をしておいて、その上でヒアリングをするということであろうかと思えます。その後には合同部会で、今申し上げた論点とか、あるいは方向性について確認をする。必要に応じ、委員会にもそれを提出して、ガイドラインのたたき台をつくって議論をするということでございます。

ただ、たたき台はだれがどういうふうにつくるかという問題があります。それで先ほど出ましたように、かなり難しい問題も含んでいるし、問題が多岐にわたっているという部分もあります。ですから、委員と専門委員等でワーキンググループをつくって、そのワーキンググループでたたき台のたたき台といいますが、そういったものをつくっていったらどうかというふうに思います。

時間的な経過からいうと、4月にヒアリングを始めて大体5月いっぱいぐらいでヒアリングを終了させて、さっきもちょっと申し上げたんですが、夏の間ぐらいまでにたたき台をつくるということかなというふうに我々は考えております。その過程で5月後半

ぐらいに、時間的なものも含めて見直しの機会を持っていけばいいのかなというふうに思っています。

それから前回出ました外部の意見を聞いた方がいいと、こういうことがございますので、そのたたき台ができた段階で、最近の行政の手法に従ってパブリックコメントに付すということです。それによって外部の意見を取り入れるということです。この点についてはたたき台を検討する段階でもう一度検討して、パブリックコメントをどういう段階で出すかということを考えます。特にその場合に、部会とか委員会の議論といいますか、意見の一致を見た段階で出すということと、いろいろな部局、省庁が関係しているところもありますので、省庁との協議的なものも入れた段階でパブリックコメントに付すということになるかと思えます。

それから前回これもちょっと出ておりましたけれども、ここに委員、専門委員が集まっているわけですが、公共部門の実務家の方が非常に少ないということで、具体的に言えばお一人しかいらっしゃらないということなので、公共部門の実務家の方の御意見とか知識を我々は吸収する必要があるし、また、たたき台を具体的につくるといって、お使いになるのは公共部門ですから実際に使えるか使えないかという問題もございますので、その辺の補強が必要ではないかというふうに思っています。そこで、関係省庁とか、あるいは地方公共団体の職員の方、若干名に参考人というような立場で、例えばワーキンググループというようなところ、あるいは合同部会に出席をしていただきたいというふうに思っています。この点についても、もし御異論がなければ、我々でいろいろ相談して人選等、あるいは皆さんからこういう人がいいという御推薦もあるかもわかりませんが、それに従って我々で人選をして決めていきたいというふうに思っています。

大体のこれからのスケジュールはこんなふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。ヒアリングの具体的な内容は、よろしければ事務当局の方から御説明をいただきたいと思えます。

阿部参事官 ただいま部会長からお話ございましたけれども、ヒアリングの対象者といたましては、主要な地方自治体、それに加えて関係企業などにいたしたいと思えますが、当面の対象者につきましては、部会長と御相談しながら決めさせていただければと思っております。また委員の皆様、それから専門委員の皆様から、御推薦の方がおいでになりましたら、これは具体的な事業の経験、それから経験に基づいてガイドラインの内容とか留意点について有益なお話ができそうな方ということでございますが、もしおいでになれば、4月13日来週の木曜までに、私ども事務当局の方に御連絡いただければ日程の関係等々調整をいたしたいと思えます。人選等々はまた部会長にできれば御一任をいただければありがたいと思えます。

加えて、ヒアリングで陳述をするという陳述人の公募というのをやりたいと思っております。これはホームページなどで、どなたか一般の方でこういうことでしゃべりたいという方を募りまして、これが適切な方であれば、合同部会でもお話を伺え

ば有益であるということで、部会長に御判断をいただきまして、そういう適切な方がおれば、ヒアリングを陳述人の方から行うということも考えております。これにつきましても、部会長の方に御一任いただければというふうに思っております。

以上でございます。

C 専門委員 今ヒアリングの進め方のお話をいただいたんですが、原則としては、非常によく知っている方とか、あるいはこれからやろうとする方と、そうじゃなくて、自治体でもこれからやるんだけれども、わからんというふうなところといろいろあると思うんですが、その平均値を求めるというよりは、むしろ、これからやろう、あるいはよく知っている人を主体に実務的に時間の関係もあって、その方に集中的にというふうに考えていいわけですね。平均というんじゃなくて、どちらかという前向きに進めようという人を中心ということですね。

山内部会長 これから進めようという人、あるいは今までやったところということを含めて。

白須室長 部会長からお話しございましたように、今までの御経験を踏まえて、こういうところが問題だったから、こういうのが大事じゃないかという御意見が議論のきっかけ、ないし検討のきっかけで一番有益だと思います。ただ、今現にいろいろ検討しているんだけれども、この辺がわからないなという御意見も、それはそれなりとして有益だとは存じますが、そっちから入りますとちょっと話が漠となりかねませんので、その辺も排除するものではございませんが、まずやはりきっちりしたことが経験に照らしておっしゃられるの方が時間的には少なくとも優先だろうと思います。

西野部会長 おそらく進め方としましては、今までいろいろ問題にぶつかって苦労したとかというのを出していただき、できればその段階でここで議論をしまして、たたき台の形で出す。それでは足りないという人の意見はパブリックコメントの中で出てくるんじゃないかということを期待をしております、抜け落ちているところはそこで拾えるのではないかという気がします。エフィシエンシーだけじゃないんですが、どうも少し遅れぎみと思えまして、片方で何らかのガイドラインが欲しいという人がたくさんいるという状況で進めたい、一種のモーメンタムがあるときに動いた方がいい。そんなことを考えますと、あまり拙速がいいとは思いませんが、一番早く進められる方向がいいかなと考えています。説明がありましたように、ヒアリングの機会がありますので、そこで出していただく。たたき台で欠けているようなところもあれば、それもインバイトするというところでよろしいかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

A 委員 先ほど事務方から陳述人のホームページ等々での公募という大変いい、斬新的なアイデアが出てきて、これはぜひとも実現してほしいと思いますけれども、その場合の陳述人は、おそらく委員長なり部会長なりがお話になってお選びになるんだと思います。どういう方を選ぶかということなんですけれども、それはこういう P F I の問題に大変お詳しい、いろんな経験をお持ちであるということが前提になるというふうに考えてよろし

ゅうございますね。そういう意味では先ほど委員の皆さんから推薦してほしいとおっしゃっておられた趣旨ですけれども、それと同じような趣旨でお選びになるというふうに考えてよろしいわけですね。

西野部会長 今、私が言いましたエフィシェンシーというのはそういう意味でございまして、まず始めるに当たって、物事が進むという方向で、苦勞されている問題をよくわかっている方というふうなことで申し上げたつもりであります。今、A委員からそういう御発言をいただきましたので、選考の基準としてはできるだけたたき台が作りやすく、しかも、それができるだけ有効なものであり、それはどんどんリバイスするというのを前提にしております。それにしても、あまりあさっての方向のものでない方がいいので、できるだけ有益なものになるようにというふうなことで人選をするのがいいと思っております。その人選については、私と山内部会長にお任せいただけますでしょうか。事務当局に手伝っていただいて、そういうことで皆さんからあるいは御意見をお伺いするかもしれませんが、人選をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

I委員 人選はそれで結構だと思います。インターネット等で募ったときに、むしろ陳述人として御発言願うというのは結構だと思いますが、中にいろんな意見で、これはと思うようなものがありましたら、こういう公的な席に出るとか出ないとか関係なしに、資料としてまたお返ししていただければと思います。

西野部会長 今日も含めまして、議事録的なものが皆さんのところに送られると思いますが、欠席されている方にも当然回りますし、Webの上で公開するものに対するものだけではなくて、委員の中でも今日おられない方の意見もあれば、どんどん何らかの形で出していただく。それはそれで処理をさせていただきます、考慮すべきことは考慮していきたいと思っておりますし、今のところ順番として部会長2人で相談してこういうのがいいのかなと思いましたが、それから発言がありました、とりあえず、いろんな経験のある方から特に詳しいという方を、いろいろ苦勞されたとか、問題点はここだというようなことを御存知の方から集中的にヒアリングをしまして、それをもとにたたき台をつくる。そしてそれに対してパブリックコメントを求めるというようなことを考えています。ですから、ヒアリングの後になって、今のようなことでたたき台が出ていきますと、文書だけでわかれば、それで議論できますし、文書だけでわかりにくいときには、お呼びして少し本音をお聞きするというようなこともあり得るかもしれません。それは先の話になるかという気がいたします。

E専門委員 ちょっと確認ですが、先ほどこれからガイドラインとしてVFMとリスクの分担に一応焦点を当てようという議論でしたけれども、今のヒアリングというのは、どういふことで困ったかという少し幅広に、問題点の摘出のために行うのか、VFMとかりリスク分担、例えばこういうところに絞ってどうやったかという形で、むしろ問題点を絞ってお答えをいただくのか、どちらかというのを決めておいた方がいいかなと思うんです。

西野部会長 大体は主たる対象がVFMであり、リスク分担であり、あるいはそれに応

じて手続論も出てくるかなということに議論がいておりますが、もし御意見がございましたらどうぞ。

E 専門委員 　　というか、聞かれる方も、何でもいいからプロセス全般について何が困ったかという苦情といいますか、それを言ってくれという話で来られるのか、それとも、例えば我々先ほどからバリュー・フォー・マネー、先ほど私は4つほどいろいろ申し上げましたが、そのほかにも、バリュー・フォー・マネーというところをこういうふうにと考えると、そういう形で絞って聞かれるのかというのが、これは少し決めておいた方がいいかなと思います。

西野部会長 　　おそらく決めておいた方がいいと思います。それからこれだけの人が集まって聞くのであれば、ある意味で一応専門の人が集まっているという理解のもとに聞くわけですから、わかっていることを聞いても仕方がない。できるだけこういう件についてお話しただきたいと、そういうふうになると思います。そこで今はっきりしているのは、先ほどの2つの対象ということがはっきりしているんですが、それ以外に、もしこういうことも同時にということがあれば、御意見をお伺いしたいと思います。

E 専門委員 　　私は両方かなと思ってまして、全般についていろいろ課題について、実際にやった経験から何でもいいから話してくださいというのと、多少VFM等についてどういうふうな形でお考えになったかと両方かなと思いますが、そこをちょっと一応我々として、委員会として決めておいた方がいいんじゃないかと思います。

西野部会長 　　どうも私、極論を言うものですから誤解を受けるんですが、この2つだけで話をしてほかはやめてということではありませんで、何らかの問題で特有の問題があれば1から順番にという意味ではない、こういう意味で申し上げたつもりであります。

J 委員 　　今、E先生のおっしゃったこと、私もちょっと気になっておったんです。というのはVFMという言い方をした場合に、おそらく一番重要だと我々が選んだ理由というのは、これから手続を進めていきますと、そのときに、どういう項目について、どれくらい考えたならば、それでもって合理的な判断をしたのだろうかとおそらくそういう基準のはずなんです。したがって、その問題をしっかり意識しておかないと、下手をすると困った問題は何かと言われると、陳情大会になって何をやっているのかよくわからない。きっと多様な考え方が、B委員がおっしゃったイギリスでも多様な考え方があるんですよ。きっと人間の合理性の枠というのは相当ありますので、いろんな考え方があるということ併記するような形になるんじゃないかという気がしてならないんです。

VFMはそれでも比較的わかりやすい。というのは、行政に対してこういう問題をこの程度考えなさいと、そしたら大体いいですよということなんです。ところが、リスク分担という言葉を書いた途端に、市場主義者の立場に立てば、当事者が合理的に交渉した結果生まれたリスク分担が最も合理的な分担のはずなんです。したがって、そこにターゲットをおいて下手な光の当て方をすると、実は非常に四角四面で民間の創意工夫は絶対働かない。そこだけちょっと分けて、さっきE先生がおっしゃった調整値としてのリスク分担、

リスクを負担することによっていくらかかるか、コストに転嫁してくる、その光で当てないときと議論が混乱すると思います。

山内部会長 今のお話で、限られた中で、リボルビングしていくにしろ、1つの考えを出すということからすれば、おっしゃるように問題点を挙げてもらって、陳情じゃまずいので、こうしましたというところの最大公約数みたいものをとってきて、それがガイドラインといいますか、たたき台に集約されるようなものが基本的なスタンスだと私は思っております。ただ、J先生がおっしゃったように、リスク分担については個別ケースが物すごく多様なので、ある意味では、問題点の指摘の方が有益な場合もあるのかとは思いますが、それでも、その辺、2つの問題で少しトーンが違って来るかもわかりませんが、どちらかという我々は解答を求めたいというふうに思います。

それから先ほどちょっと私が申し上げた中で、行政の方に後でいろいろ御協力いただく、ワーキンググループ、合同部会等で御協力いただくというのは、ある意味で経験を生かしてたたき台づくりにも御参加いただきたいというのが私の頭の中にあります。ですから、それをつなげていくようなヒアリングだというふうに考えています。ワーキンググループというのは、おそらく少し個別の問題に分かれてモジュール化すると思いますので、その前の段階で少し意思統一が必要だろうと思っておりますので、その意味でワーキンググループで解答編を出すまでの解答につながっていくような、そういうのをヒアリングで、そこまでいければいいと思います。

先ほどちょっと出ていましたけれども、欠席の委員等のこととか、あるいは最近のこういった物事的意思決定をまとめていくスタンスとしてEメールとか、電子情報をうまく使ったらどうかという御意見がありまして、これもある一定の形で進めたらいいのではないかというふうに思っていますが、ただ、のべつやっているるとまとまらなくなるという可能性があるので、少し時間的に区切るとかその辺の交通整理が要るのかなというふうに思います。

A委員 ヒアリングというのは私は大変有用だと思ひまして、ぜひとも成果があるようにやっていただきたいというふうに思っておりますが、先ほどから出ておりますように、報告される方もそれぞれの自治体の事情でおっしゃりたいことがあるでしょうし、我々ここでそのことをよく知っている者が集まっているとは言ひましても、いろんな質問が出てくると思いますので、かなり絞った方がいいと思うんです。時間も限られるのでしょう。1つ2時間も3時間もあってもありませんよね。せいぜい1時間以内ですか。

西野部会長 今考えておりますのは、皆さんがそれでいいかという話になるんですが、1時間ぐらいプレゼンテーションをしていただきましてお話を聞いて、あと1時間ぐらいは我々からそこを聞くというので、1件というか、1つのグループから2時間ぐらいというのはいかがでしょうか。

A委員 我々が一言ずつ聞いても、それだけで1時間かかるわけですから、先ほど出ていますけれども、バリュー・フォー・マネーとリスク分担という話が出ておりますから、

その辺のところに仕分けしておいた方がいいのではないか。J委員の方から、その中でもさらにまた細かいところがあるという話がございましたけれども、そこら辺のところに仕分けして御報告いただくのと、我々の質問も絞った方がよろしいのではないかなと思うんです。

それからリスクの問題ですけれども、これは何やっているかわからんところがリスクなので、物凄い量が出てくると思うんです。イギリスの例以外にも日本でもまたいろんなことが出てくるんだと思いますし、分担をどうするかというのも、情やなんか絡んで、まさに一番日本的なところでいろんなケースが出てくるんだと思うんです。そのところではできるだけ幅広く聞いておいた方がいいと思うんです。これをたたき台の中でどうまとめていくかというのは本当に難しい問題だと思いますけれども、そこでもまた想像を超えたものが出てくるというふうなことを頭においてまとめるのではないかなということが1つあります。

それからもう1点、話は変わるんですが、バリュー・フォー・マネーとリスク分担がガイドラインの柱である。これはそれでよくて、バリュー・フォー・マネーからまず入っていくんだと。白須室長の話ですとリスク分担の方が出口関係になるんだということなんですが、4月から5月にヒアリングをどんどんやる。一方でたたき台の原案もつくっていかれるということになりますと、両方一緒に考えて議論していくというふうに考えてよろしいわけですね。順番ではなくて、優先順位はもちろん優先順位としてあってもいいんですが。

西野部会長 ある意味では、ちゃんと記録をとっていただいて今まで要領よくまとまっておりますので、ヒアリングをするたびにそれが集まっていくので、同時並行的にある意味では進んでいると考えてもいいですし、それを集めて。

山内部会長 今、先生がおっしゃった両方というのはVFMとリスクと両方と。

A委員 優先順位としてどちらが大事かというのはあるんですが、時間的なことで議論していくのではなくて、ほとんど同時に議論していく。

西野部会長 それは実際問題としてある自治体の方なり、ある実務者なりここに違う話題で2回呼び出すというのは現実的でないように思うんです。ですから、1回呼び出して、そのときに我々としては一番のターゲットというのはVFMであり、リスク分担であるし、そのほか何かあれば、何か問題も、その辺は文章の書き方をお願いするときに、口頭で言いますとなかなか伝わらないことがある。それは事務当局とも相談しまして、うまく文章で書いて、そこに固有の問題があれば、それも出してもらおう。そしてここでは、全体についてできれば2時間ぐらいで、その案件についての問題点が浮き上がって、たたき台の参考になるようなヒアリングをうまくできればなというふうに理想的には思っております。

A委員 そのところで私が申し上げたいのは、山内部会長の方から、夏の間位までには、多分ヒアリングが5月に終わったら6月ぐらいからたたき台をつくりたいというお話

と、それから先ほどパーツ、パーツで出すんだというお話と両方ございましたので、出てくるたたき台というのは、バリュー・フォー・マネー、リスク、入口出口としてのそれが全部入っているだろうというふうに考えてよろしいのか、あるいはどっちか1つというふうに考えるのか、そこのところがちょっと知りたかったということなんです。

山内部会長 終わりのところまで全部話し合ったわけではありません。私のイメージで申しますと、おそらくバリュー・フォー・マネーということで、例えばワーキング1つとか、ちょっとそれも無理で、もうちょっと細かく分けなければいけないか。ワーキンググループも、そういうパーツが出て上がってくるのは6月とかそれ以降の段階で、それをまとめたものを委員会なり、合同部会で御議論するというような形で、それからパブリックコメントになると思うんです。先生がおっしゃるように、VFMとリスクの話の同時並行というよりも、すべてについて個別に分けながら同時並行でやる。そういうイメージを私は持っておりますが。

西野部会長 どうぞ。

F 専門委員 ヒアリングの件のことですが、基本的にフォーカスを絞ることについては異論はございませんけれども、今のバリュー・フォー・マネーの件についてだけ申し上げますと、特に民間から、それも既に進んで何らかのかっこうで公募された事業への参加者という立場からのヒアリングに参加される方にとってみると、バリュー・フォー・マネーというのは実はほとんど表に出てこない、それ以前の段階の話なものですから、そこへ絞ってコメントせいと言われても多分出てこないのだろうというふうに思っています、それは多少御配慮いただいた方がいいだろうというふうに思います。

D 委員 私もリスク分担と分けるのではなくて、一緒にということに賛成ですが、先ほどバリュー・フォー・マネーの方は比較的きちんと出せるのではないかという話でしたが、国の場合はそういう訴訟が起きてこない構造になっているんですが、自治体の場合は、ちょっと気になることは、PFIでやった方が従来方式でやったのに比べて財政上本当によかったのかというふうなことが住民訴訟等々で争われ得るわけです。その場合に裁判所に行きますと、裁判所が、例えばここでガイドラインがつくってあれば、そのガイドラインに照らして、確定的に判断するかもしれないことに留意が必要です。ですから、J先生もおっしゃったのですが、考え得る要素をかなり網羅的にしてあげないと、あまりカチツとしたものにし過ぎるときついのではないかと。ちょっとそこら辺は考えておいた方がよいかなと思います。

西野部会長 大変ありがとうございました。そのようなことで考えなかったものですから、新しいことでありまして、バリュー・フォー・マネーというようなものでいくという問題があるかもしれませんが、個々のクレームはいろいろあると思いますが、今のは実際やってみないとわからないような気がするんですが、たたき台も部分部分でいいかなという気がするんです。ヒアリングは並行して進めていきますし、ワーキンググループをつくりますと別々に作業を始めますから、多少の出入りがあるかもしれませんが、

それは大して意味がないでしょうから、パブリックコメントを求めるのはほぼ同じにできるのかなと思っておりますけれども、パブリックコメントを求めて、それを整理する段階になりますと、実際には時間的に差が出てくる可能性がありますね。ですから、その場合にはある部分についてガイドラインを出す。違う部分について遅れて出すというようなことも、そのときに検討していいことかなと思うんです。もちろん今検討しているものについてまとめれば一番いいんですけども、必ずしも、そうこだわらなくてもいいですし、先のことですから。とにかく、ぜひ推進をするということをお大前提にいたしまして、目標にいたしまして、それに少しでも役に立つ形で一刻も早く。ただし、大きな間違いはしないでというふうに思っております。

白須室長 2、3点。1点は、6月中ぐらいまでにたたき台が出るようなイメージで受けとめられておられる方もいらっしゃるかもしれないのですが、感じとしては夏の間までに。実際の作業は、もちろん毎日来ていただければ別なのでございますが、これだけお忙しい方々に1か月というのはちょっと難しいかなと。そういう意味では夏の間というのは、7、8、9のどこかでと、こういうぐらいのところでないちょっと難しいかなという気がしております。

それと、ヒアリングは1時間1時間の計2時間ということでございますと、4時間やりましても2か所でございますので、できれば4時間で3つほどおやりいただいて、若干延びることがあって、そうすると1時間半ぐらいじゃないとちょっと難しいのかなという印象を持っております。いわば件数とか日程から考えてでございます。

それと、これは後ほど両部会長と御相談させていただかなければいかん話でございますが、やはり最初いきなりバリュー・フォー・マネーはどうですかと、あるいはリスク分担はどうですかと、こう言われたのでは自治体や企業の方も御発言がしにくいのではないかなというふうに考えておまして、まず、こういう事業をやって、それで苦労したのはこういうところだということから入って行って、それでバリュー・フォー・マネーは、リスク分担はということで御発言いただかないとなかなかやりにくいのかなというふうには思っております。ただ、どういう点が後で聞くポイントだということをお示しておかないと、例えば一番難しかったのと言われて、県庁内や議会を説得するのが一番難しかったと、それを言われても困るわけでございますので。

西野部会長 ヒアリングも実際にやってみないとわからないような気がします。それも人によって説明がてきぱきできる人と、質問するとパッと返ってくる場合もありますし、そうでない場合もありますし、ちょっと先走りますが、ヒアリングをやるというのは皆さんも同意いただけているという前提で、4月21日の最初の人選は特に急ぎますので、ある程度こちらの方でやらさせていただきますが、準備をする必要がありますし、準備をしてこないで発言されても我々としても時間の無駄になりますので、少し余裕をとらないといけないので、21日ぐらいまで余裕をとって、できるだけ早くお願いをするということをお聞きしたいと思っております。その経験を踏まえまして、28日は連休の前でもありお休みを

していただいて、その後に回そうかと思っています。そのこの経験を踏まえまして、その次どうやっていくかというのを考えて、それも経験を生かしながら、我々が学習しながらいかっこうで聞いていくというのがいいと思います。少し心配なのは、聞き損なった人に、また改めて来ていただくというのは気がひけるものですから、一応4時間ぐらいを考えておりまして、これだけの方にお集まりいただくのに、ここに来る時間とか考えますと、ちょっと恐縮なんですけど、もし可能であれば4時間ぐらいを1回でとっております。もし組み合わせによっては、先ほどのようにバリュー・フォー・マネーというのは、どちらかという発注側、官側の問題であって受注者側の問題ではないというふうなことがあるかもしれませんが。いろんな組み合わせによって時間の調整も工夫しまして、できるだけ多くの人に聞けるようにとは思っています。とりあえず、1回目は2人ぐらいでいかがでしょうか。

E 専門委員 そういうことで結構だと思います。ひとつ今室長がおっしゃったことに関連して、そういうスケジュールですと、パブリックコメントをいただくというのですが、我々推進委員会として社会に、基本方針が出まして、世の中はこの推進委員会がどう動くのか期待していますし、何回かその間で、例えば夏なら夏までに推進委員会としてPRを、こちらが出さないとレーゾンデートルを言われてしまうようなところもありまして、この間でどんどんパブリックコメントをくださいよとか、こういうことを検討しろとか、どんどん意見をいただくとか、我々もこういうことをやっているんだという話をしないと、とりあえず何か月間かもぐりますよということではちょっとと思いますので、その間をどうするのかという話は、我々もレーゾンデートルを問われないように考えておいた方がいいと思います。

西野部会長 大変貴重な意見をいただいたと思いますが、その辺もちょっと途中様子を見ながら、どういうふうに世の中にこうしているというのを。記者会見その他をやりますから一応そこでは出るんですけども、それが全部の新聞に出るわけではないです。それも含めまして考えていく。私も実は気持ちの上で少し早目のことを考えておりましたが、現実に今室長がおっしゃられたことになりそうな感じもします。その辺で適宜調整していきたいと思います。

山内部会長 ちょっと先ほど早めな感じで申し上げましたかと思いますが、そういうことで7月、8月ぐらいまでにたたき台を出したいと思いますが。あとヒアリングの話ですけども、追加的に個別に聞くことはいくらでも可能だと思いますので、こういう点はということで後からフォローすること、人によっては直接お手伝いしていただくような方もいらっしゃると思うんですけども、その辺でフォローしていきたいと思います。

西野部会長 そういたしますと大分具体的なことが出ておりまして、もし御了解がいただけるのであれば、この段階で御了解いただきたいと思うんですが、1つは、先ほど事務方からございましたが、私どもの方である程度お任せいただいて、ヒアリングする人を選んでいきたいと思いますが、それとは別に、この委員の中から御推薦をいただく人については一応4月13日、そのぐらいにいただけると、今後の準備があるものですから名前をお

出しただいて、その上で、それも含めましてどなたをお呼びするというのを一応お任せいただければありがたいと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西野部会長 ありがとうございます。それでは、一応そのように進めさせていただきたいと思います。

それから時間のことも先ほどちょっと先走って言ってしまったんですが、この間打ち合わせをしましたときに、先ほど申し上げましたように、割に世の中が推進委員会の仕事を待っておりますし、期待もされているところがありますので、せっかくお見えいただくのであれば、来ていただいたときの時間を長くしまして、大変恐縮でございますが、1回を標準4時間にさせていただきたいと思っております。これはいかがでございますでしょうか。それと、ついでにもう1つ申し上げますと、原則としてここ数か月続くわりに厳しい話で、今予定が決まっておられる方がおられるでしょうから、4月と5月の初めまではちょっと別にしまして、その後はできれば毎週1回ということで、私と部会長その他関係者で相談をさせていただきました。金曜日の1時半ぐらいから5時半ぐらいの4時間を5月の初めから、4月は21日だけもし差し支えがなければヒアリングをさせていただいて、28日休んだ上で5月に入ってからしばらくヒアリングが続くと思います。5月12日から毎週です。5月いっぱいヒアリングを進めたいというふうに思っておりますので、人数もある程度そこで決まってくると思います。その辺御了解といたしますか、やむを得ず欠席される場合は仕方がないからという気がしておりますし、一応、何人出席するか数が問題になります。もし出席数が足りない場合も、前もって欠席の御通知をいただいた場合にも、もしお許しいただければヒアリングを続けたいと思います。その場合には懇談会という形で、部会は開かれなかったこととなりますので懇談会になりますが、名前は別として実際のヒアリングは詰めていきたいと思っておりますし、その内容については議事録をきちんととってお返しただくように努力をいただけると理解をしております。

ということで、かなり無理なお願いをしているのは重々承知でございますが、そんなことでお許しいただけませんかでしょうか。

D委員 私は講義がございますので1時ぐらいになりませんか。

西野部会長 1時にしましょうか。やはり、明らかにするところは、聞かないと明らかになりませんので、1人の方は完結すると。1回2時間と考えておりますので、人によって変わりますが、2時間ぐらい考えた方が間違いがないかと思っております。1時から5時ということで、申しわけないというのが片方であるのですが、どうも世の中の要請がここでお願いするよりも上回っているのかなという気がしておりますので、多少ほかの会合よりは気を楽しみをお願いしておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

白須室長 部会長、恐縮でございますが、先ほど申しましたことからしますと、場合によりまして30分程度御延長いただくこともあり得るべしということにしていただければありがたいというのが1点。それともう1点、先ほど山内部会長から5月の末ごろ改

めて日程やその他を見直ししてというお話がございましたが、6月につきましては、とりあえず、金曜日の方はお押さえいただきました上で、場合によると進め方との関係で追加をお願いすることがあり得るかもしれないという点を1つ。

西野部会長 大変失礼しました。それでは、ヒアリングの間は1時から、せっかく聞きたいところがあって、ここで打ち切るというのも残念なので、時間的に5時とは思いますが、そのあと6時近くまで可能な限り次の約束を空けておいていただいて、延びることもあるというふうにお願ひできませんでしょうか。

それからヒアリングは5月中にできれば終わりたいと思っております、足りなくなれば、また続くということがありますが、その後の時間についてはできれば金曜日と思っております。我々だけで議論するときに4時間というのは堂々巡りをしかねないので、議論になりますとあまり長時間やるというのは問題かなという気がしております。ヒアリングを終わる前に改めて時間を御相談させていただきます。

そういうことで御推薦をいただきますが、その結果についても部会長2人にお任せをいただくということで御了解をいただければ、そうさせていただきますと思います。

先ほどからメールの話が出ておりますが、これは事務局から御説明いただけますか。

阿部参事官 それでは、メールでございますが、御欠席の委員、専門委員の方がおいでになるわけでございます。また、追加で御意見があるという方もおいでになるうかと思っております。その場合、1週間後の委員会の議論に資するという意味もございますので、当該会合の4日後までにお送りいただければと思います。次回会合の2日前ということでございます。次の会合より遅れてしまいますとあまり意味がございませんので、恐縮でございますが、当該会合の4日後までにお送りをいただければと思います。その間、他の委員の先生方にみていただかせんと意味がございませんので、恐縮ですが、その場合、他の委員の先生にも意見を直接送るということでお願いをできればと思います。その際、委員の先生によってはEメールはあまりお使いにならず、ファックスでございますとか、郵送だけという方もおいでになるうかと思っておりますので、私どもでリストをつくりましますので、それをお送りいたします。その上で他の委員の先生方全員に直接送っていただくということで、議場で意見が言えなかった、ないしは言い足りなかったということはカバーするということをお願いをすればと思っております。

なお、先ほど山内部会長からお話のあった公共部門の出席を今後お願いする方につきましては、私どもからとりつなぎますので、私どもの方に送っていただければと思います。それからほかの委員の先生方にお送りいただいた際には、私どもの方にも御一報いただければ大変幸いです。ということでよろしくお願ひいたします。

G委員 意見を言うときは、委員会あてと、CC、カーボンコピーで皆さんに出すと、そういうことですか。

阿部参事官 それでよろしいかと思っております。そうすると皆さんお聞きになったということで意見がわかりますので、さらに御返事というのがありましたら、それも議論ござい

ますので、またCCで皆さんに、そうしませんと、一部でよくわからなくなりますので、機械的な取決めということで、できれば一番間違いがないということでございます。

白須室長 整理して申し上げさせていただきますと、お受け取りになるのが4日後、金曜でございますので、土、日、月、火の火曜日の夜までに、という趣旨でございます。と申しますのは、次がまた金曜ということでございます。水、木の間にごらんになって次の議論に生かされる、あるいはお返事をなさるといことがあり得るという前提でございます。お送りいただきます先につきましては、この合同部会のすべての委員、専門委員の方及び事務局あてに同一のものをお送りいただきたい。お送りいただく方法は電子メール、ファックス、郵送いずれでも結構でございますが、電話でお話になるというのではなく、書面でお願い申し上げたいということでございます。

それからレターを送られた委員、専門委員の方々には、これに必ずしも回答、返答する義務はないということで御了解の上、御回答くださいというのはできればお避け願いたいと思いますが、これについてコメントしたり、回答なされた場合におきましては、その御本人あてだけでなく、この部会の他の委員、専門委員及び事務局あてにも同一のものを直接お送りいただきたいというふうに考えています。お送り先につきましては、後ほど事務局の方から照会状を送らせていただきますので、御回答をいただきまして、それを事務局の方からお送りをいたしたいと存じますので、いわば、それがオーセンティックアドレスでございますので、そこあてにお送りいただきたいということでございます。

なお、山内部会長から御提案がございました公共部門から参考人的に御出席いただく方、ここまで委員、専門委員の方に直接送ってくれというのは何でございますので、私どもにお送りいただければ、これらの方々にはお送りいたします。ただ、これらの方々から委員、専門委員にコメントをなさったりする場合におきましては、これらの方々も直接お送りいただきたいというふうに考えています。

G委員 ファックスで出さなければいけない方がいらっしゃる場合に、意見をみんなに出すときは。

古谷企画官 個々の方はそれぞれ電子メールと紙の2つずつ用意をしていただかないと、多分電子メールを使わない方がいらっしゃるれば、相手先が電子メールしかない場合にはそこに送ることが不可能ですので、そういう2つの登録を、皆さん全員が電子メールが可能ということであれば電子メール1本でよろしいかと思っておりますけれども。

西野部会長 皆さんの中で電子メールを使っておられない方というのは。

B 専門委員 実務家はほとんど電子メールですから。

D委員 私もメールでよろしいですが、委員会にも送るんですね。委員会が一括してやらない理由は速いからですか。

白須室長 速いということですが。中には万一ミスがあった場合は困りますし。

K委員 どちらにしても間違いはないですけれども。電子メールが皆さんお使いですと一番便利なんです。そういうクラスターをつくっておけば、間違いなしに一発でいきますの

で、返信も1クリックでいきますので一番便利なんです。ファックスという方が一、二人であれば、その方だけファックスにさせていただいて。郵便は時間的に間に合わないのではないかという気がします。今都内は早いですけれども、ファックスとEメールと2つにしてということで、実はファックスもグループで送れるようになっておりまして、そういうふうにしておけばグループでポンと送れる。

I委員 ファックスですと行ったり行かなかったり確認するのが結構めんどくさいんです。要するに結構混んでいたりします。できれば、原則皆さんメールでさせていただいて、それ以外のところが1人か2人なら、そこは事務当局で。

西野部会長 私とE先生あたりが一番年寄りかなと思ったんですが、私は大丈夫なんですけれども。逆に私なんか、メールでもらわないとファックスだとどこかで積み忘れてなくなってしまうんです。メールはいつも計算機の中に、数か月前のものも探せるというふうになっていますので便利なんです。そういうことは冗談として、今のようなことで、送り先を事務当局につくっていただきますので、それですごくお願いをしたいと思いません。

E専門委員 それでやって、混乱したらまた事務当局で考えていただけませんか。CCでやるというのは、うまくいけばいいんですが、とりあえずという形で。

西野部会長 そうですね。やってみるということで。

それから大体御了解いただいたかと思いますが、先ほど山内部会長から出ました関係省庁、あるいは地方公共団体の方、職員の若干名に参考人的な立場で合同部会等やワーキンググループの検討会に出ていただく必要があるかというふうに考えておりますが、この点についても、御異論がなければ、私と山内部会長の2人に御一任させていただければありがたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西野部会長 ありがとうございます。そういたしますと、何かあれば最後に伺いたいと思いますが、とりあえず、次の日程の話をやっていただけますでしょうか。

阿部参事官 先ほど部会長から既にお話でしたが、4月21日金曜日でございます。御指示がございましたので、1時から原則4時間ということで5時までということでございます。さらに連休がございますので、この間お休みがありまして、次の予定は5月12日金曜日でございます。同様に1時ということでよろしければ、そこから4時間ということでございますが、これにつきましては、ヒアリングの相手先もございますので、若干調整の上でございますけれども、今のところ1時から4時間とっていただければというふうに思っております。白須室長の方から申し上げましたが、以降、金曜日につきましては予定を入れておいていただければと思います。

西野部会長 そうということで、次回4月21日1時からよろしくをお願いしたいと思います。一応5時まで予定しておりまして、まだ15分ぐらいありますので、今まで駆け足できたくらいでございますので、解散してもよろしいのですが、もし何がございましたら、ど

うぞ御自由に御発言していただいて結構かと思いますが。

E 専門委員 先ほどちょっと申し上げましたが、この間の対外的なこの推進委員会のPRのことはちょっとまたお考えいただきたいと思います。

西野部会長 その件は記者会見を含めて検討させていただきます。

ほかに何かございませんでしょうか。

もし可能なら、先ほどB委員の話とかC委員の話で、面倒かもしれませんが、メモの形で送っていただけると、バリュー・フォー・マネーその他のヒアリングをやりますので、そのときに聞く参考のために1つの考え方があるということによっておいていただければ、大体メモはとっていると思いますけれども、とり違いがあったりするといけませんので、ありがたいなという気がいたします。

そのほか特にございませんでしょうか。

C 専門委員 ヒアリングの同伴者というのは可能であればよろしいのですか。それとも。

白須室長 同じだと思います。

西野部会長 それでは、どうも今日はありがとうございました。

今日の会議終了後、私と山内部会長の2人で記者会見をすることになっております。お知らせしておきたいと思います。どうもありがとうございました。